

議案第16号

養父市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

養父市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月25日提出

養父市長 大林 賢一

養父市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

養父市附属機関の設置等に関する条例（平成30年養父市条例第5号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
1 市長の附属機関		1 市長の附属機関	
名称	担任する事務	名称	担任する事務
養父市まちづくり計画 評価検証委員会	養父市まちづくり計画で設定した数値目標及び具体的な施策並びに重要業績評価指標(KPI)を 基に実施した事業効果に関する事項の評価及び 検証について、市長の諮問に応じ、審議すること。	養父市まちづくり計画 評価検証委員会	養父市まちづくり計画で設定した数値目標及び 具体的な施策並びに重要業績評価指標(KPI)を 基に実施した事業効果に関する事項の評価及び 検証について、市長の諮問に応じ、審議すること。
(略)	(略)	(略)	(略)
養父市史跡八木城跡整 備検討委員会	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第119条 の規定に基づく史跡八木城跡の保存及び整備の 適切かつ円滑な推進に関する事項その他必要な 事項について、市長の諮問に応じ、調査及び審	養父市史跡八木城跡整 備検討委員会	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第119条 の規定に基づく史跡八木城跡の保存及び整備の 適切かつ円滑な推進に関する事項その他必要な 事項について、市長の諮問に応じ、調査及び審

改 正 案		現 行	
	議すること。		議すること。
<u>養父市地域公共会社検証委員会</u>	<u>養父市地域公共会社の経営状況等の検証について、市長の諮問に応じ、検証すること。</u>		
<u>養父市大規模事業評価委員会</u>	<u>養父市まちづくり計画に基づく大規模な公共事業等の実施に当たり、当該事業の適正性等の検証について、市長の諮問に応じ、評価すること。</u>		
<u>養父市指定管理者選定委員会</u>	<u>地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者の公平かつ適正な選考について、市長の諮問に応じ、審議すること。</u>		
<u>養父市輝く女性活躍賞審査会</u>	<u>養父市輝く女性活躍賞受賞者に係る審査及び選考について、市長の諮問に応じ、審議すること。</u>		

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。